

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		一般廃棄物処分業の許可
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第7条第6項及び第10項の規定による。</p> <p>第7条</p> <p>6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準)</p> <p>第2条の4 法第7条第10項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。）、</p>

焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第6条の規定による。

(一般廃棄物処理業の許可)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、新座市一般廃棄物処理業許可（更新）申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第1項又は第2項の規定により前項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 法人にあっては定款の写し及びその者の登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書

(2) 法人にあっては法人税又は法人事業税の納税証明書及び法人市民税の納税証明書、個人にあっては所得税又は市県民税の納税証明書

(3) 一般廃棄物処理業申告書

	<p>(4) 事業計画書 (5) 業務経歴書 (6) 新座市内従業者名簿 (7) 契約事業所一覧表 (8) 委託契約報告書 (9) 保有車両一覧表 (10) 本市における一般廃棄物の収集及び運搬の用に供しようとする運搬車の自動車検査証の写し、写真及び保管場所の案内図 (11) 事業所の案内図 (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面</p> <p>3 法第7条第6項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第8号までに掲げる書面 (2) 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書面 (3) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真 (4) 一般廃棄物の処理施設の付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面 (5) 一般廃棄物の処理施設を自ら所有する場合にあつてはそれを証明する書面、借用する場合にあつてはその契約書の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面</p> <p>4 法第7条第2項又は第7項の規定により行われる第1項の申請については、市長は、前2項の規定により申請書に添付すべき書面の一部を省略することができる。</p> <p>5 法第7条第2項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、従前の許可の有効期間が満了する日の30日前までにその申請を行わなければならない。</p> <p>6 第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、許可又はその更新の可否を決定し、新座市一般廃棄物処理業許可（更新）・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和2年1月1日最終変更）

標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)